

防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱

改正案		現行	
	平成24年4月6日 国都市第341号 国住備第724号 国住街第201号 国住市第179号 国土交通省都市局長通知 国土交通省住宅局長通知		平成24年4月6日 国都市第341号 国住備第724号 国住街第201号 国住市第179号 国土交通省都市局長通知 国土交通省住宅局長通知
	最終改正 令和7年3月31日 <u>国都市第231号</u> <u>国住備第597号</u> <u>国住街第153号</u> <u>国住市第100号</u>		最終改正 令和5年11月30日 <u>国都市第133号</u> <u>国住備第104号</u> <u>国住街第96号</u> <u>国住市第122号</u>
第1 (略)		第1 (略)	
第2 目的	防災・省エネまちづくり緊急促進事業は、防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等の整備に関する事業について、<u>施行者又は特定建築者（以下、施行者等という。）が行う住宅・建築物及びその敷地の整備に関する事業並びにこれらに附帯する事業のための費用の一部を国が施行者等又は施行者等に費用の一部を補助する地方公共団体に対し</u>補助すること並びに地権者の生活再建に支障を来たさないよう、建設工事費高騰の影響を受けた事業について支援することにより、上記政策課題等への対応に資する事業の緊急的な促進を図ることを目的とする。	第2 目的	防災・省エネまちづくり緊急促進事業は、防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等の整備に関する事業について、<u>国が施行者又は特定建築者に対しこれらの者が行う住宅・建築物及びその敷地の整備に関する事業並びにこれらに附帯する事業のための費用の一部を</u>補助すること並びに地権者の生活再建に支障を来たさないよう、建設工事費高騰の影響を受けた事業について支援することにより、上記政策課題等への対応に資する事業の緊急的な促進を図ることを目的とする。
第3 定義		第3 定義	
1 (略)		1 (略)	
2 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めると		2 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めると	

改正案	現行
ころによる。 一～十五（略） 十六 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上<u>等</u>に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。 <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>十七 ZEH 水準</u> 強化外皮基準（評価方法基準における断熱等性能等級 5 以上の基準）を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 20%削減となる省エネ性能の水準をいう。 <u>十八（略）</u> <u>十九 ZEH-M Ready 水準</u> <u>住宅において、一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 50%以上の一次エネルギー消費量削減となる水準をいう。</u> <u>二十 ZEB Ready 水準</u> <u>非住宅において、一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 50%以上の一次エネルギー消費量削減となる水準をいう。</u> <u>二十一 優良緑地確保計画</u>	ころによる。 一～十五（略） 十六 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。 <u>十七 住宅の誘導水準</u> <u>外皮基準（評価方法基準における断熱等性能等級 4 以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。））を満たし、かつ一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 10%削減となる省エネ性能の水準をいう。</u> <u>十八 非住宅の誘導水準</u> <u>外皮基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）第 10 条第 1 号イ。工場等の場合を除く。）を満たし、かつ一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 20%削減となる省エネ性能の水準をいう。</u> <u>十九 ZEH 水準</u> 強化外皮基準（評価方法基準における断熱等性能等級 5 以上の基準 <u>（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）</u>）を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 20%削減となる省エネ性能の水準をいう。 <u>二十（略）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>

改正案	現行
<u>都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 88 条第 1 項に基づく優良緑地確保計画をいう。</u> 第 4 政策課題対応タイプの実施 1（略） 2 補助対象事業 補助対象事業は、第一号に掲げる事業（<u>令和 14 年 3 月 31 日</u>において完了しないものにあつては、同日後に実施される事業の部分を除く。）により整備される施設建築物等（ハからトに掲げる事業については住宅部分に限る。）のうち、第二号から第四号までの要件を満たす事業であつて、関係地方公共団体が促進を図る必要があると認めるものとする。 一～二（略） 三 次のイ及びロを満たすこと。 イ（略） ロ イに加えて、第 4 第 4 項第一号イからへに規定する選択要件より <u>二つ</u>以上選択する場合は、それぞれ同号イからへの要件を満たす事業であること。 四 <u>令和 12 年 3 月 31 日</u>までに着手（補助を受けて設計等に着手した場合、又は事業認可、認定等を了した場合を含み、一団の住宅団地において一部の住宅について着手があったときは、当該住宅団地に着手があったものとみなす。以下同じ。）された事業であること。 3 必須要件 一 政策課題対応タイプの採択に当たっては、次のイからトに掲げる要件に該当する事業を対象とする。 イ（略）	第 4 政策課題対応タイプの実施 1（略） 2 補助対象事業 補助対象事業は、第一号に掲げる事業（<u>令和 9 年 3 月 31 日</u>において完了しないものにあつては、同日後に実施される事業の部分を除く。）により整備される施設建築物等（ハからトに掲げる事業については住宅部分に限る。）のうち、第二号から第四号までの要件を満たす事業であつて、関係地方公共団体が促進を図る必要があると認めるものとする。 一～二（略） 三 次のイ及びロを満たすこと。 イ（略） ロ イに加えて、第 4 第 4 項第一号イからへに規定する選択要件より <u>一つ</u>以上選択する場合は、それぞれ同号イからへの要件を満たす事業であること。 四 <u>令和 7 年 3 月 31 日</u>までに着手（補助を受けて設計等に着手した場合、又は事業認可、認定等を了した場合を含み、一団の住宅団地において一部の住宅について着手があったときは、当該住宅団地に着手があったものとみなす。以下同じ。）された事業であること。 3 必須要件 一 政策課題対応タイプの採択に当たっては、次のイからトに掲げる要件に該当する事業を対象とする。 イ（略）

改正案	現行
ロ 次に掲げる子育て対策が講じられていること。 ①～④（略） <u>⑤ 住戸の躯体天井高さが2,650mm以上であること。</u> <u>⑥ 住宅部分について、宅配ボックスを設置すること。</u> ハ 次に掲げる防災対策が講じられていること。<u>この場合において、地震等による大規模災害の発生時に、国、地方公共団体等から、事業区域内の建築物又は敷地の一部を広域的な防災拠点等として一時的に利用することの求めがあった場合に提供可能なスペースをあらかじめ明示するとともに、当該情報を国及び地方公共団体と共有すること。</u> ①～②（略） <u>③ 都市部に存する事業にあつては、浸水対策のために必要な雨水貯留浸透施設を設置すること。</u> ニ 次に掲げる省エネルギー対策が講じられていること。 ① 住宅部分については、<u>ZEH 水準</u>に適合すること。 ② 非住宅部分については、<u>ZEB 水準</u>に適合すること。 ホ 次に掲げる環境対策が講じられていること。 ①～③（略） <u>④ コンクリートの水セメント比を45%以下等とすること。</u> <u>⑤ 評価方法基準第5の4の4－1に規定する維持管理対策等級（専用配管）及び同4－2に規定する維持管理対策等級（共用配管）の等級3に相当する対策を講ずること。</u> <u>⑥ 評価方法基準第5の4の4－3に規定する更新対策（共用排水管）の等級3に相当する対策を講ずること。</u> へ～ト（略） 二（略）	ロ 次に掲げる子育て対策が講じられていること。 ①～④（略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> ハ 次に掲げる防災対策が講じられていること。 ①～②（略） <u>（新設）</u> ニ 次に掲げる省エネルギー対策が講じられていること。 ① 住宅部分については、<u>住宅の誘導水準</u>に適合すること。 ② 非住宅部分については、<u>非住宅の誘導水準</u>に適合すること。 ホ 次に掲げる環境対策が講じられていること。 ①～③（略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> へ～ト（略） 二（略）

改正案	現行
4 選択要件 一 政策課題対応タイプの採択に当たっては、次のイからへに掲げる選択要件に該当する事業を対象とする。 イ 防災対策 次の①から⑤までのいずれかに該当すること。 ①～③（略） ④ <u>都市部以外に存する事業にあっては、</u>浸水対策のための雨水貯留浸透施設を設置すること。 <u>⑤ 災害時に利用可能な給水関連施設を設置すること。</u> ロ 環境対策 次の①から③のいずれかに該当すること。 <u>(削除)</u> <u>①～②（略）</u> <u>③ 優良緑地確保計画の認定基準に適合すること。</u> ハ 子育て対策 住宅部分については、次の①から④までのすべてに該当すること。 ①～③（略） <u>(削除)</u> <u>④ 子育て支援スペース、地域開放型コミュニティスペースを設置</u>	4 選択要件 一 政策課題対応タイプの採択に当たっては、次のイからへに掲げる選択要件に該当する事業を対象とする。 イ 防災対策 次の①から④までのいずれかに該当すること。 ①～③（略） ④ 浸水対策のための雨水貯留浸透施設を設置すること。 <u>(新設)</u> ロ 環境対策 次の①から③のいずれかに該当すること。 <u>① ライフサイクルコスト対策</u> <u>次の(1)から(3)までのすべてを満たすこと。</u> <u>(1) コンクリートの水セメント比を45%以下等とすること。</u> <u>(2) 評価方法基準第5の4の4-1に規定する維持管理対策等級(専用配管)及び同4-2に規定する維持管理対策等級(共用配管)の等級3に相当する対策を講ずること。</u> <u>(3) 評価方法基準第5の4の4-3に規定する更新対策(共用排水管)の等級3に相当する対策を講ずること。</u> <u>②～③（略）</u> <u>(新設)</u> ハ 子育て対策 住宅部分については、次の①から⑤までのすべてに該当すること。 ①～③（略） <u>④ 住戸の躯体天井高さが2,650mm以上であること。</u> <u>⑤ 子育て支援スペース、地域開放型コミュニティスペース、<u>宅配</u></u>

改正案	現行
すること。 ニ 生産性向上 当該事業に係る設計 <u>及び</u> 施工において BIM (Building Information Modeling) を導入すること。また施工後に、BIM で作成された竣工図を事業者を引き継ぐこと。 ホ 働き方対策 テレワーク拠点（コワーキングスペース等）を整備すること。この場合において、次の①から④までのすべてに該当すること。 ①～③（略） <u>④ 当該市町村における当該施設の就業人口あたり施設数が全国平均を下回っており、かつ、当該施設のニーズが確認できること。</u> ヘ 省エネルギー対策 ① 住宅部分については、<u>ZEH-M Ready 水準</u>に適合すること。 ② 非住宅部分については、<u>ZEB Ready 水準</u>に適合すること。 二（略） 5（略） 第5（略） 第6 補助金の額 1 政策課題対応タイプの基礎額 一 政策課題対応タイプの補助金の額 <u>（第六号又は第七号に該当する場合においては、国及び地方公共団体による施行者等への補助金の額の合計又はこれに相当する額）</u>は、補助対象事業の建設工事費（他の国庫補助金の補助対象事業費及び交付金が交付される部分の交付対象事業費、公共施設管理者負担金を除く。）に、第4第3項第一号に規定する必須要件のみに該当す	<u>ボックス</u>を設置すること。 ニ 生産性向上 当該事業に係る設計 <u>や</u> 施工において BIM (Building Information Modeling) を導入すること。また施工後に、BIM で作成された竣工図を事業者を引き継ぐこと。 ホ 働き方対策 テレワーク拠点（コワーキングスペース等）を整備すること。この場合において、次の①から③までのすべてに該当すること。 ①～③（略） <u>（新設）</u> ヘ 省エネルギー対策 ① 住宅部分については、<u>ZEH 水準</u>に適合すること。 ② 非住宅部分については、<u>ZEB 水準</u>に適合すること。 二（略） 5（略） 第5（略） 第6 補助金の額 1 政策課題対応タイプの基礎額 一 政策課題対応タイプの補助金の額は、補助対象事業の建設工事費（他の国庫補助金の補助対象事業費及び交付金が交付される部分の交付対象事業費、公共施設管理者負担金を除く。）に、第4第3項第一号に規定する必須要件のみに該当するものについては100分の3を、必須要件に加え第4第4項第一号イからへに規定する選択要件の<u>一</u>に該当するものについては

改正案	現行
るものについては 100 分の 3 を、必須要件に加え第 4 第 4 項第一号イからへに規定する選択要件の<u>うち、二つ</u>に該当するものについては 100 分の 5 を、<u>三つ</u>に該当するものについては 100 分の 7 をそれぞれ乗じて得た額とする。ただし、次の(1)から(11)に掲げる対策のうち該当する対策についてそれぞれ当該各号の費用を合計した額を限度とする。 (1) (略) (2) 子育て対策（必須） 子育て支援機能の確保、<u>転落事故の防止に配慮した対策、共用通行部分における子育てに配慮した対策</u>を図るために付加的に要する費用<u>（住宅部分を除く。）</u> (3) 子育て対策（選択） 遮音性の確保、<u>子育て支援スペース、地域開放型コミュニティスペース</u>の確保を図るために付加的に要する費用 (4) 防災対策（必須） 特殊基礎工事、免震・制震構造工事等の防災性能強化費等、地震被災時における躯体の保全への配慮を図るために付加的に要する費用 (5) 防災対策（選択） 災害時に避難場所として活用可能な集会所、空地等公共的施設の整備費、用地費及び補償費（地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を含む。）等、地震時等における帰宅困難者等の支援又は市街地の延焼遮断機能の向上を図るために付加的に要する費用、津波防災に資する施設の整備、<u>雨水貯留浸透施設の整備並びに災害時に利用可能な給水</u>	100 分の 5 を、<u>三</u>に該当するものについては 100 分の 7 をそれぞれ乗じて得た額とする。ただし、次の(1)から(11)に掲げる対策のうち該当する対策についてそれぞれ当該各号の費用を合計した額を限度とする。 (1) (略) (2) 子育て対策（必須） 子育て支援機能の確保、<u>子育てに配慮したバリアフリー化、子育てに配慮した防犯性の確保等</u>を図るために付加的に要する費用 (3) 子育て対策（選択） 遮音性の確保、<u>可変性の確保、地域支援機能</u>の確保を図るために付加的に要する費用 (4) 防災対策（必須） 特殊基礎工事、免震・制震構造工事等の防災性能強化費等、地震被災時における躯体の保全への配慮を図るために付加的に要する費用<u>及び災害時に避難場所として活用可能な集会所、空地等公共的施設の整備費、用地費及び補償費（地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を含む。）等、地震時等における帰宅困難者等の支援を図るために付加的に要する費用</u> (5) 防災対策（選択） 災害時に避難場所として活用可能な集会所、空地等公共的施設の整備費、用地費及び補償費（地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を含む。）等、地震時等における帰宅困難者等の支援又は市街地の延焼遮断機能の向上を図るために付加的に要する費用、津波防災に資する施設の整備<u>並びに</u>雨水貯留浸透施設の整備に伴い付加的に要する費用

改正案	現行
<u>関連施設の整備</u>に伴い付加的に要する費用 (6) ～(7) (略) (8) 環境対策 (必須) <u>構造躯体等の劣化対策、専用配管及び共用配管の維持管理対策並びに共用排水管の更新対策</u>による地球環境の改善に資する措置を図るために付加的に要する費用 (9) 環境対策 (選択) <u>(削除)</u> <u>イ～ロ</u> (略) <u>ハ 良質な緑地確保の取組の推進</u> <u>優良緑地確保計画の認定基準に適合するために付加的に要する費用</u> (10) ～(11) (略) 二～三 (略) <u>四 第一号に規定する補助対象事業の建設工事費には、次の(1)から(4)までに掲げる費用については含めないものとする。</u> <u>(1)子育て対策 (必須)</u> <u>住宅部分において、転落事故の防止に配慮した対策、共用通行部分における子育てに配慮した対策、住戸の躯体天井高さの確保、宅配ボックスの設置を行うために付加的に要する費用</u> <u>(2)防災対策 (必須)</u> <u>都市部に存する事業における、災害時に避難場所として活用可能な集会所、空地等公共的施設の整備費、用地費及び補償費 (地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を含む。) 等、地震時等における帰</u>	(6) ～(7) (略) (8) 環境対策 (必須) <u>住戸専用部の更新対策やリサイクル性への配慮、構造躯体等の劣化対策</u>による地球環境の改善に資する措置を図るために付加的に要する費用 (9) 環境対策 (選択) <u>イ ライフサイクルコスト対策</u> <u>構造躯体等の劣化対策、専用配管及び共用配管の維持管理対策並びに共用排水管の更新対策による地球環境の改善に資する措置を図るために付加的に要する費用</u> <u>ロ～ハ</u> (略) <u>(新設)</u> (10) ～(11) (略) 二～三 (略) <u>(新設)</u>

改正案	現行
<u>宅困難者等の支援を図るために付加的に要する費用</u> <u>(3)防災対策（必須）</u> <u>都市部に存する事業における雨水貯留浸透施設の整備に伴い付加的に要する費用</u> <u>(4)環境対策（必須）</u> <u>住戸専用部の更新対策やリサイクル性への配慮、構造躯体等の劣化対策による地球環境の改善に資する措置を図るために付加的に要する費用</u> <u>五 第四号(1)から(4)までの費用の算出は、これに相当するものとして別に定める算出方法があるときは、当該方法によってもよいこととする。</u> <u>六 施行者等が地方公共団体以外の事業にあつては、第一号(5)又は(11)に対する補助金の額は、当該対策のために付加的に要する費用の2分の1以内、かつ、当該対策のために付加的に要する費用に対して地方公共団体が施行者等に補助する額の2分の1以内とする。</u> <u>七 施行者等が地方公共団体の事業にあつては、第一号(5)又は(11)に対する補助金の額は、当該対策のために付加的に要する費用の2分の1以内とする。</u> 2～3（略） 第7～第18（略） 附則（略） <u>附則</u> <u>第1 施行期日</u> <u>改正後の要綱は令和7年4月1日から施行する。</u> <u>第2 経過措置</u> <u>この要綱の施行の際、改正前の要綱に基づき、令和7年3月31日までに着</u>	2～3（略） 第7～第18（略） 附則（略） <u>（新設）</u>

改正案	現行
<u>手した事業に関する規定については、なお従前の例による。</u>	